

国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、営利企業等に再就職することは禁じられていませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

① 再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職させたい者の氏名や職歴などの情報を営利企業等へ提供したり、営利企業等へ受け入れ可能なポストや待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

② 利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職することを目的として、自分の氏名や職歴などの情報を利害関係企業等へ提供したり、利害関係企業等へ職務内容や待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

③ 元の職場への働きかけ規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

☆ 皆様へのお願い

皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。秘密を厳守します。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電話：03-6268-7660～7668、7681

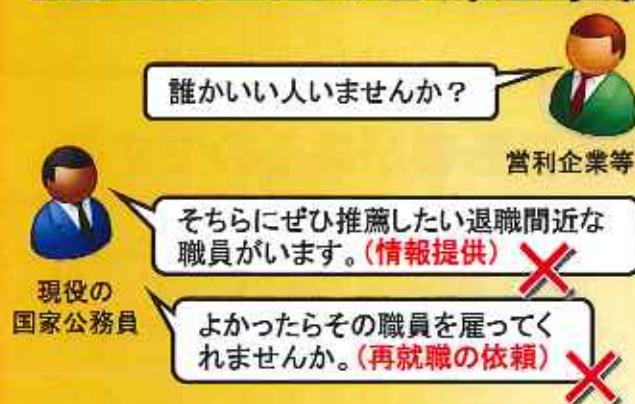
URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

国家公務員の再就職等規制

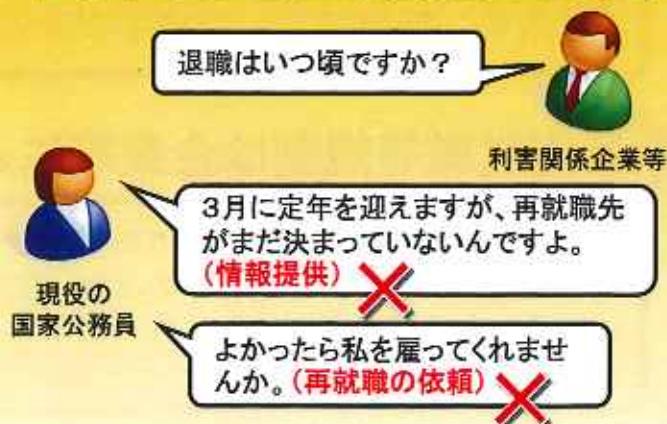
国家公務員の再就職については、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するために、次の3つの規制が設けられています。

企業等の皆様におかれましても、再就職等規制違反の防止に御協力願います。

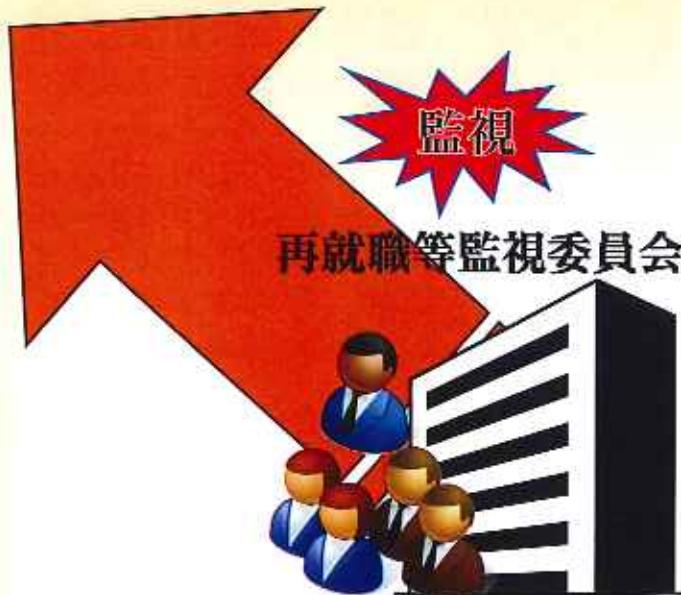
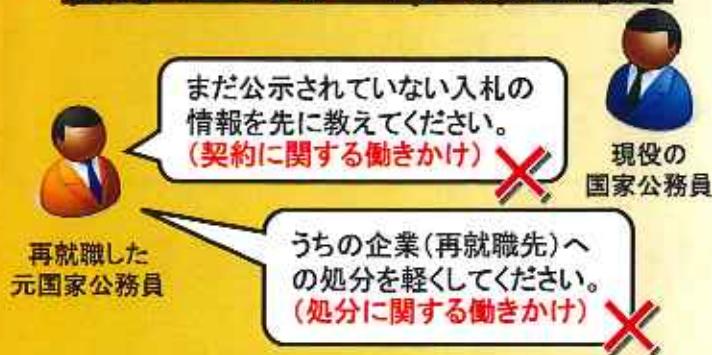
①あっせん規制



②求職活動規制



③働きかけ規制



- ・違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- ・詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せください。



国家公務員の再就職等規制に関するよくある質問 Q&A

～国家公務員・元国家公務員の再就職ルールに御協力ください～

1 企業等では国家公務員・元国家公務員を雇用することはできないのですか。

現行の再就職等規制は、国家公務員による再就職のあっせんや在職中の利害関係企業等への求職活動などを規制するものであり、国家公務員・元国家公務員の再就職を全面的に禁止するものではありません。再就職等規制を遵守して国家公務員・元国家公務員が企業等に再就職することは問題がありません。

2 再就職等規制は企業等にどのような影響があるのですか。

国家公務員・元国家公務員の再就職について再就職等規制違反が認定された場合、その事案概要が公表されます。その場合、結果としてその再就職が取りやめになったり、違反に関係した企業名が公になってしまふことがあり得るなど、企業等にも何らかの影響が生じる可能性があります。

3 国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼した企業等も規制違反に問われますか。

制度上、企業等からの紹介の依頼自体は規制されていませんが、その依頼により国家公務員による規制違反を誘発する可能性があります。そこで、再就職等規制違反を未然に防ぐ観点から、現役の国家公務員に対し、雇用を目的として国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

4 再就職等規制違反が疑わされた場合、企業側も調査を受けることがありますか。

はい。再就職等監視委員会には、再就職等規制違反行為に対して実効性のある監視活動を行うため、国家公務員法により各種の調査権限が付与されています。再就職等規制違反が疑われる場合、事実確認のため、企業等に対して聞き取りや書類提出といった調査協力をお願いすることがあります。

5 再就職等規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします（提供先は表面の下欄に記載）。御提供いただいた情報に基づき、再就職等監視委員会による調査を行うことになると思いますが、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、御安心ください。